

那覇市公報

第 1 7 7 0 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 令和2年（2020年）7月那覇市議会臨時会の招集について（総務課） …… 1178
- 令和2年（2020年）7月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
（総務課） …… 1179

◇ 公 告 ◇

- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課） …… 1179
- 個人情報業務届出書の公表について（法制契約課） …… 1186
- 那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者募集について
（障がい福祉課） …… 1190

◇ 上下水道局規程 ◇

- 那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程 …… 1191

◇ 教育委員会規則 ◇

- 那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha 条例施行規則の一部を改正する規則 …… 1194
- 那覇市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則 …… 1195

告 示

那覇市告示第 173 号

令和 2 年 7 月 21 日

掲 示 済

令和 2 年（2020年） 7 月那覇市議会臨時会の招集について

令和 2 年（2020年） 7 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 令和 2 年 7 月 30 日（木）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1）令和 2 年度那覇市一般会計補正予算（第 6 号）
 - （2）専決処分の報告について（市道与儀 15 号側溝鉄蓋破損による車両損傷事故）
 - （3）専決処分の報告について（市道真嘉比山川線街路樹の侵入根による排水管詰まり）

那覇市告示第 178 号
令和 2 年 7 月 29 日
掲 示 済

令和 2 年（2020年）7 月那覇市議会臨時会の付議する事件の追加告示
について

令和 2 年（2020年）7 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城 間 幹 子

付 議 事 件 名

- 1 在沖米軍の実効ある新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書
- 2 在沖米軍の実効ある新型コロナウイルス感染防止対策を求める決議

公 告

那覇市公告第 207 号
令和 2 年 7 月 29 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 2 年 6 月 18 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部保護管理課	目的外利用部課 又は提供先	那覇市教育委員会 学校教育部 学校教育課
業 務 の 名 称	日本スポーツ振興センター災害共済給付契約名簿更新		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和2年 5月 29日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	令和2年5月1日現在の生活保護世帯に属する児童生徒の 氏名、学年、在学している学校名		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （審議会承認類型事項1） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	災害共済給付契約名簿更新手続きの為		
届 出 担 当 部 課	福祉部 保護管理課 電話861-5193		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年6月19日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	子育て応援課	目的外利用部課 又は提供先	子育て応援課
業 務 の 名 称	子育て世帯への臨時特別給付金給付業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(令和2年4月30日以降)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	令和2年4月分(3月分を含む)児童手当(本則給付)受給者 (公務員を除く。)データ		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	当該給付業務については、対象を児童手当受給世帯としていることから、児童手当情報を活用することを想定しており、また、そうすることで給付業務を効率的に実施できるため。		
届 出 担 当 部 課	こどもみらい部子育て応援課		電話 861-6951

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年6月26日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	こどもみらい部 子育て応援課	目的外利用部課 又は提供先	こどもみらい部 子育て応援課
業務の名称	ひとり親世帯臨時特別給付金事業		
利用の区分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(令和2年7月1日以降)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	児童扶養手当受給資格者の情報 ・令和2年6月分の児童扶養手当の受給の有無 ・本業務申請時点における児童扶養手当受給資格の有無 ・公的年金等受給による全部停止又は一部停止の有無 ・令和2年6月分児童扶養手当を受給の有無 ・平成30年収入が支給制限限度額未満該当の可否 ・本業務申請時点における児童扶養手当受給資格が有る方の収入見込みが支給制限限度額未満該当の可否 ※参考資料として「ひとり親世帯臨時特別給付金 支給要件確認フローチャート」を添付しています。		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	本業務の給付金支給対象者は、児童扶養手当受給資格者を対象としていることから、児童扶養手当業務で保有している情報を活用することで本業務を効率的に実施できるため。		
届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話 861-8951		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用 **提供**)届出書

令和2年 7月 1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	花とみどり課	目的外利用部課 又は提供先	那覇市方法務局
業 務 の 名 称	登記所備付地図作成に係る土地所有者等の情報提供		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 令和2年6月30日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	権利調査書（平成24年度調査）、測量立会関係書類のうち調査対象 地番の所有者、相続人及び管理者の住所・氏名・連絡先		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （平成18年3月29日審議会承認の1） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提供をする 理 由	不動産登記法第14条第1項に規定する地図作成に係る各種通知を送 付する必要があるため		
届 出 担 当 部 課	都市みらい部花とみどり課用地グループ （担当：植田） 電話：内線2308		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年7月6日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部保護管理課	目的外利用部課 又は提供先	糸満市 介護長寿課
業 務 の 名 称	介護保険料算定		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和2年7月2日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	住所、氏名、生年月日、保護開始日、受給している扶助の種類		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （平成18年3月29日審議会承認 個人情報の目的外利用又は外部 提供を行うことができる類型事項1） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	介護保険法及び平成12年3月31日 社援第825号 厚生省社会・援護 局長通知「生活保護法による介護扶助の運営要領について」第3-2 に基づく		
届 出 担 当 部 課	福祉部保護管理課 電話705891/2451		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和2年7月16日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 市民税課	目的外利用部課 又は提供先	こどもみらい部 子育て応援課
業 務 の 名 称	ひとり親世帯臨時特別給付金事業		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(令和2年7月27日以降)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	本業務で給付金支給対象者の資格要件として定められている児童扶養手当支給制限限度額未満の該当可否の判断に必要とされている申請者及びその扶養義務者(父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹、配偶者)の平成30年中の収入(所得) ※申請情報の閲覧方法に関し情報政策課と調整済み		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	本業務で給付金支給対象者の資格要件として定められている児童扶養手当支給制限限度額未満の該当可否において、市民税課で保有している平成30年中の収入(所得)情報を活用することで本業務を効率的に実施できるため。		
届 出 担 当 部 課	こどもみらい部 子育て応援課 電話 861-8951		

那覇市公告第 208 号
令和 2 年 7 月 29 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和2年6月26日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-6951			
個人情報管理責任者	こどもみらい部 子育て応援課長			
業 務 の 名 称	ひとり親世帯臨時特別給付金事業			
業 務 の 目 的	新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため。			
個人情報の対象者	①令和2年6月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金等受給者であり、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方で、平成30年の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準であった方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方			
業務の開始年月日	令和2年6月26日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☒ その他 (扶養・控除)	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意) 法令等・公知性・緊急性・審議会			
個人情報の収集時期	☐ 定期() ☒ 随時(令和3年2月末まで申請受付のため)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

令和2年7月2日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部 福祉政策課 特別定額給付金室 電話(098)917-1682			
個人情報管理責任者	特別定額給付金室長			
業 務 の 名 称	那覇市特別定額給付金の給付業務			
業 務 の 目 的	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月20日閣議決定)の趣旨を踏まえ、迅速かつ的確に家計への支援を行う。			
個人情報の対象者	令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている者			
業務の開始年月日	令和2年4月27日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☒ その他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☒ そ の 他 (口座情報)	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他() 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☒ そ の 他 (視覚障害)	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(☒ 本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☒ 定期(令和2年4月～同年8月) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	緊急性の高い業務で、事前の届出ができなかった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

令和 2 年 7 月 6 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部建築指導課 電話098-951-3244			
個人情報管理責任者	建築指導課長			
業 務 の 名 称	住宅・建築物アスベスト改修事業			
業 務 の 目 的	那覇市民間建築物アスベスト改修事業費補助金交付要綱に基づきアスベスト含有調査及び除去に要する経費について補助金を交付するため。			
個人情報の対象者	申請者、所有者、調査者			
業務の開始年月日	令和2年9月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏名 ☒ 住所 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☐ 続柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他(電話番号) ☒ その他(印影)	☐ 職業 ☐ 地位 ☐ 学歴 ☒ 資格 ☐ 団体加入 ☐ 賞罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他()	☐ 収入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☒ その他(金融機関口座情報)	☐ 思想 ☐ 宗教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯歴等 ☐ その他() 上記事項を取扱う理由 ()
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容姿 ☐ 病歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他()	☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期 ☒ 随時(申請時)			
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要()			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☒ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那 覇 市 公 告 第 219 号
令 和 2 年 8 月 5 日
掲 示 済

那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者募集について

令和3年4月1日からの那覇市精神障がい者地域生活支援センターの管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び所在地

- (1) 名称 那覇市精神障がい者地域生活支援センター
- (2) 位置 那覇市長田1丁目24番27号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例第3条に定めるもののほか、那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)のとおり。

3 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 応募資格

応募者は、指定期間中、センターの管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、次の要件に該当するものとします。

- (1) 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 国税及び地方税に滞納がないこと。(直近3ヶ年)
- (3) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 共同事業体で応募する場合は、構成するすべての団体が上記の条件を満たしていること、応募の際に「共同事業体協定書」を提出すること。なお、「共同事業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。

5 欠格事項

次の事項に該当する場合は、指定管理者の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要項の内容を遵守しない場合

- (3) その他の不正行為があった場合
- 6 申請の方法
那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者募集要項のとおり。
- 7 募集要項等の配布
(1) 配布期間 令和2年8月5日（水）から同年10月5日（月）まで
(2) 配布場所 那覇市役所 障がい福祉課 （3階36番窓口）
障がい福祉課ホームページからもダウンロードできます。
- 8 公募説明会及び施設の視察
令和2年8月19日（水）午後2時～午後4時
説明会及び施設視察へ参加できなかった場合も、応募は可能です。
- 9 申請書類の受付期間
令和2年9月4日（金）から
同年10月5日（月）まで
- 10 お問い合わせ先
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階
福祉部 障がい福祉課 （山川）
電話：098-862-3275（直通） F A X：098-862-0621

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第11号
令和2年7月28日
公 布 済

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(令和2年上下水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(年休以外の休暇) 第13条 任用職員に係る有給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。 (1)～(12) [略]	(年休以外の休暇) 第13条 [略] (1)～(12) [略] (13) <u>妊娠中の女性の任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、分べんの日後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認められる時間</u> (14) <u>妊娠中の女性の任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康保持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要とされる時間</u>
2 任用職員に係る無給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。 (1)～(9) [略] (10) <u>妊娠中の女性の任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康保持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない</u>	2 [略] (1)～(9) [略]

<u>範囲内で各々必要とされる時間</u> <u>(11) 妊娠中の女性の任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、分べんの日後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認められる時間</u> 3 [略]	3 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 15 号

令 和 2 年 8 月 4 日

公 布 済

那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha 条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教育長 田 端 一 正

那覇市人材育成支援センターまーいまいNaha条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市人材育成支援センターまーいまいNaha条例施行規則（令和2年那覇市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
（使用料の減免）				（使用料の減免）			
第7条 条例第10条の規定により使用料を減免する額は、次の表のとおりとする。 この場合において、減免する額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。				第7条 〔略〕			
区分		室料	冷房料	区分		室料	冷房料
〔略〕				〔略〕			
条例第10条第3号	〔略〕	営利行為を目的としな い場合	10分の 9の額	条例第10条第3号	〔略〕	営利行為を 目的としな い場合	全額
〔略〕				〔略〕			
2～3 〔略〕				2～3 〔略〕			
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。							

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 16 号

令 和 2 年 8 月 4 日

公 布 済

那覇市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教育長 田 端 一 正

那覇市いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則

那覇市いじめ問題専門委員会規則（平成26年那覇市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（担当事務） 第2条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、<u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項のいじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項</u>について調査審議する。 第7条～第8条 〔略〕	（担当事務） 第2条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、<u>次に掲げる事項</u>について調査審議する。 （1） <u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項のいじめの防止等のための対策に関すること。</u> （2） <u>いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態に係る事実関係に関すること。</u> （3） <u>その他教育委員会が必要と認める事項</u> （部会） 第7条 <u>特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ、専門委員会に部会を置くことができる。</u> 2 <u>部会に属すべき委員及び臨時委員は、専門委員会の議に基づき委員長が指名する。</u> 3 <u>専門委員会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、部会の決議をもって専門委員会の決議とすることができる。</u> 4 <u>前2条及び第9条の規定は、部会について準用する。</u> 第8条～第9条 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

